

## I. 一 般 報 告

### 1. 平成23年度情報関係補助金の文部科学省概算要求並びに政府予算案の決定経過

#### 1-1 私立大学側の要求及び文部科学省概算要求の決定経過

##### (1) 私立大学側の要求

23年度の要求方針の検討に先立ち、「ICT活用教育研究支援」の21年度内示額が私学事業団より通知されたことを受けて、本協会加盟校を対象に内示額の調査を実施し、20年度の補助金実績と比較した結果、83.9%減額の大学から80倍増額の大学が現出し、極めて不均衡な配分となっていることが判明した。(資料編【資料2-1】)

そこで、4月6日に情報環境整備促進委員会と常務理事を開催して検討の結果、配分方法に関する問題点としては、パソコン・サーバ、ソフト、電子ジャーナル、データベースの「数」を基礎に算出しているため、経費が発生していなくても補助されることになり、国民感情として理解が得にくいこと。その結果、補助金による支援の効果が不明確となり、国も大学も合理的根拠にもとづく税金の使用に適正な説明責任を果たすことができないこと。また、計画調書に補助金を必要とする合理的根拠を明確にする仕組みがなく、調書の回答内容について信頼性・適正性の確保が困難となっていることを指摘した。改善への提案としては、現行の支援単価方式を持続可能なものとするため、大学等の特色発揮、ICTの活用実態を反映する仕組みや単価の在り方、調査対象の定義、ICT活用実態のエビデンスについて工夫改善することが必要であるとして、以下のようにとりまとめ、文部科学省、私学事業団に意見・提案を行い、その中で対応を考えて行くことにした。

#### 平成21年度特別補助「ICT活用教育研究支援」 の配分方法に関する問題点と改善に向けた提案

平成22年5月31日  
第55回通常総会

##### 1. 全体的な問題点

- ① 本協会加盟校の「ICT活用教育研究支援」内示額の調査結果(385校)によれば、20年度の補助実績に対して総額は15%の増であったが、大学等別では、83.9%の減額校から81倍の増額校とアンバランスな支援となっている。
- ② 平成21年3月に文部科学省と確認した「概ね20年度の補助金額が確保できるような配分方法を検討する」という確認事項に逸脱している。
- ③ 単価方式を全面的に取り入れたことで、対前年度比2倍以上の増額校が35%程度となっている。反面、8割の減額校もあり、大学等でのICTの取り組み実態を反映しないものとなっている。
- ④ パソコン、サーバ、ソフト、電子ジャーナル、データベースの「数」を基礎として単価を乗じて補助しているため、経費が発生していなくても補助されることになり、国民感情として理解が得にくい。
- ⑤ その結果、補助金による支援の効果が不明確となり、高度情報化に対する取り組みについて、国も、大学等も合理的根拠に基づく税金の使用について、適正な

説明責任を果たすことができないことになる。

## 2. 補助内容の問題点

### (1) 情報通信設備を活用した教育研究

- ① 「情報通信設備の基盤整備及び維持」の算出は、学生数、パソコン台数、サーバ台数の規模によっているため、ネットワークの維持・管理に関わる実態が単価に反映されていない。
- ② 「教育研究用ソフトウェア」の算出は、ソフトウェアの使用許可数に一律の単価を乗じているため、教育研究に応じたソフトの利用実態が反映されない。
- ③ 「教育研究情報の電子化」の算出は、電子ジャーナル数及びデータベース数の規模によっているが、契約の種類数、使用タイトル数など基準が不明確であるため実態を反映できなくなっている。また、単価が電子ジャーナルの使用範囲に応じて一律に設定されているため、教育研究に応じた高度な電子ジャーナル、データベースの整備ができなくなっている。

### (2) 大学独自のデータベース等を活用した教育研究

「大学独自のデータベース等を活用した教育研究」の算出は、データベース、授業用コンテンツの特徴に応じた単価ではなく、使用範囲に応じた一律の単価となっているため、教育研究に応じたデータベース等の構築が限定され、整備に大きな支障をもたらす。

## 3. 計画調書の問題点

補助金を必要とする合理的根拠を明確にするエビデンスがない。また、調書に回答の内容について点検の仕組みがないので、調書の信頼性・適正性の確保が困難となっている。

## 4. 改善に向けた提案

### (1) 算定方法の見直し

現行の算定方法だけでは特別補助の趣旨である「大学等の特色発揮」を支援することが困難である。また、高度情報化への取り組みに対する支援を持続可能なものとするためには、補助内容ごとに取り組みの実態を反映できるよう現行の算定方法を見直し、調整する工夫が必要である。

以下の算定方法については一つの考え方であり、今後、シミュレーションを通じて単価の規模や評価ポイントの内容など綿密に検討する必要がある。

### (2) 補助内容ごとの算定方法について

- ① 「情報通信設備の基盤整備及び維持」は、現行方式によるものの、ICTの取り組みの実態として、「ICT活用の授業科目数」、「eラーニング等の実施、コンテンツのアーカイブ化、ICTによる教育・学習支援の実施」を調査し、取り組みの程度に応じた達成率（10ポイントに対する得点ポイントの割合）を算出し、支援額に達成率を乗じて調整する。また、ネットワークの維持・管理に関わる実態を単価に反映するため、「キャンパス数」、「学外接続の最大通信速度」に応じた支援単価を新たに設定する。例えば、1ポイント150万円とし、獲得ポイントにより最大1,500万円加算することなどが考えられる。
- ② 「教育研究用ソフトウェア」は、一律単価を改め、汎用機能と専用・高機能のソフトウェアの単価を設定する必要がある。例えば、現行方式の100本1組

34万円を汎用ソフトの単価とし、新たに5本1組34万円を専用・高度機能のソフトとして設定する。

③ 「教育研究情報の電子化」は、電子ジャーナル数及びデータベース数の単位を「使用タイトル数」とすることを明示する。その上で、使用範囲による一律の単価を改め、汎用機能と専用・高機能のソフトウェアの単価を設定する必要がある。例えば、現行方式の5万円から20万円を汎用ソフトの単価とし、新たに50万円から200万円を専用・高度機能のソフトとして設定することなどが考えられる。

④ 「大学独自のデータベース等を活用した教育研究」は、データベース、授業用コンテンツの特徴に応じた単価とするため、製作費及び維持費が小規模なものと、大規模なものの単価を設定する必要がある。例えば、現行方式の10万円から30万円を小規模データベース等の単価とし、新たに500万円から1千5百万円を専用・高度機能データベース等の単価として設定することなどが考えられる。

### (3) 計画調書の改善

① 補助金を必要とする合理的根拠を明確にするため、補助内容ごとに大学等の取り組みの必要性、教育の改善計画、期待する効果、カリキュラム、シラバスを客観的な資料として用い、新たに提出させる。

② パソコン、サーバ、ソフト、電子ジャーナル、データベースの数の基準を明確にするとともに、他の補助金で導入したもの、有償の支払い時期が5年以前に完了したものは、使用の有無にかかわらず対象から除外するようにする。

③ パソコン、サーバ、ソフト、電子ジャーナル、データベースの使用状況を点検する仕組みとして、計画調書の資料として学部、学科ごとに当該年度のICT使用教員の氏名と使用計画を所定のWebサイトに掲載させる。

本協会の意見・提案に対して私学事業団は、5月の総会場で、21年度の配分方法の結果を踏まえて検証を行い、分析を始めたことの説明があった。例えば、パソコン、サーバーの台数のカウントの仕方そのものに何か問題がなかったか、ソフトウェアにしてもその目的をはっきりさせたほうが良いというような話もあったが、実際にそれを把握するのが非常に難しいとか、電子ジャーナルの契約形態によって閲覧できる数が学校によって非常に大きく幅があることに何か着目できないのかなど、文部科学省とも相談の上、見直しの必要があるかどうかを含めて検討を進めることになった。基本的に経費の2分の1から単価方式という形で変更した配分方法そのものを根本的に見直していくということは、今のところは考えていないとのことであった。22年度の配分は、医学部の定員増にかかる措置、授業料減免事業の拡充など、新たな要素が加わっていることから、ICTの補助項目を含めた既存の補助項目の財源について、やや厳しい状況にあること。特別補助は前年度同額という形になっているが、一般補助と特別補助それぞれ非常に厳しい目で見られており、ICTについても、来年度以降、予算編成の中で、こういった形で整理をされていくかということは予断を許さないような状況にもあるとのことであった。

そのような中で23年度は、歳出削減が一層厳しくなることが予測されるが、情報関係の補助金が大学等の整備計画に必要な規模で確保できるよう、大学等の整備計画を踏まえて以下のような方針で要求することにした。

## 23年度情報化関連補助金に対する要求の基本方針

平成22年5月31日  
第55回通常総会

### I. 基本方針

教育・研究の高度情報化を計画的に推進・整備するため、情報通信関係の設備、装置、ネットワーク、ソフトウェア、教育研究情報の利用、データベース、教育コンテンツの開発に必要な国の財政援助を要望する。

### II. 要求内容の方針

#### 1. 「ICT活用活用教育研究支援」

21年度より「所要経費の2分の1以内の補助」から「単価方式の補助」に変更となったことに伴い、補助が大学等でのICT教育研究の活用実態を反映した支援規模となるよう本協会の「高度情報化補助金活用調査」の結果を踏まえて要求する。

#### 2. ICT活用推進事業

教育研究用装置、マルチメディア施設改造工事、学内LANの敷設工事及び通信装置を調査し、所要額の2分の1を要求する。

#### 3. 教育基盤設備

5百万円以上4千万円未満（短期大学は3千万円未満）の実験・実習に必要なパソコンを含む基盤的設備に対する申請の希望を調査し、所要額の2分の1を要求する。

そこで、以上のような要求を反映するために、高度情報化補助金活用調査（資料編【資料4】）を5月に実施した。所要経費の2分の1を要求するため、「教育基盤設備」、「ICT活用推進事業」の23年度における整備計画を調査した。また、「ICT活用教育研究支援」については、現行方式では教育研究におけるICTの活用実態を反映したものとなっていないことから、現行方式を改善するための要素を調査することにした。また、6月に機器の台数の適性性を確認するため、6月末を目途に5年以上使用している機器を除外するための実態について（資料編【資料4-1】）を追加調査した。

7月6日に文部科学省に買取系の補助金について、以下のように要望を行った。（資料編【資料2】）

- ① パソコンを含む教育基盤整備は、22年度の申請実態、23年度の計画を集計して約5倍の20億円を要求した。22年度での申請は、本協会の調査では66大学102件で約19億円、必要な補助金は9億8,000万円と予算4億2,500万円の2倍の申請であった。23年度は68大学、87件、37億円で補助金にして18億円と現行予算の5倍弱の要求を行った。
- ② ICT活用推進事業は、22年度の申請は69大学、101件、40億円で申請上は20億円となった。23年度は、73大学94件で事業経費69億円の計画があり、現行予算の1.8倍の34億円を要求した。

これに対して、文科省は、政府の概算要求基準が決定される前であったことから、本協会の要望に対する反応は特になかった。

7月27日の閣議で概算要求基準が決定された。高校無償化、農業個別補償、高速道路無料化を除き、原則1割削減とし、一割を超えて削減の場合は削減上積み額の3倍まで特別枠予算を追加要望することを認めるとし、特別枠については成長戦略として政策コンテストで評価することになった。

そこで、私学団体は7月29日に文部科学大臣、政務官に私学助成は1割カットの対象から外すことを申し入れたが無理であった。私学助成が特別枠で政策コンテストに対応するのかどうか問題を抱えつつ、1割カットに対応した特別枠のキャッチフレーズを作るべく、私立団体連合会と連携して私学に有利に働くように対応することにした。

## (2) 文部科学省概算要求

その後、9月に文部科学省から来年度の概算要求が発表された。それによると基盤的経費が減少して、一般補助と特別補助の割合が2対1であったが、これを大幅に組み換えることになった。様々な特別補助を上乗せする形で増額してきたが、ほとんどの大学で取り組まれており、一般補助で支援すべきものが多く含まれているため、結果として政策的なメッセージが見えにくくなっているということで、新成長戦略などを踏まえたメッセージ性があるものを厳選して、新たな特別補助として要求することになった。教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について引き続き支援するとともに、従来の特別補助の対象となっていた事業の内、どの大学にも共通的な取組として一般化してきた事業、とりわけ高度情報化は一般補助の中で支援することになった。その結果、現行の特別補助1,100億円の内、約590億円を一般補助に移行することになり、一般補助を696億円増の2,816億円、新特別補助513億円の合わせて3,329億円、約107億円増の概算要求を計上した。新しい特別補助は、新成長戦略を踏まえ、私立大学等のマネジメント改革を伴った組織的な取り組みの定着を図るとして、成長分野で雇用に役立つ人材の育成、社会人学生の組織的な受入れへの支援、大学等の国際交流の基盤整備への支援、大学院等の持続可能性のある基盤整備への支援、大学ガバナンス強化支援。授業料減免や学生の経済支援体制等の充実で、政策コンテストを踏まえて決定することになった。(資料編【資料1】)

ICT活用推進事業は、16億8,600万円で2億2,100万円の減、教育基盤設備は、3億8,200万円の4,200万円の減額予算が計上された。

他方、白井団体連合会会長とも7月下旬から連絡を取り、特別補助の一般補助への組み替え問題についての対応を8月、9月に以下のように整理した。

### 特別補助の一般補助への組み替え問題について

平成22年10月16日  
第158回理事会

#### 1. 組み替えによる問題点

- ① 現在の一般補助の「枠組み」は、大学等の運営に不可欠な基礎的な経常的経費の支援に対応するもので、質の向上、多様な人材育成等を目指した教育研究

活動の支援には対応できていません。

- ② 新たな補助費目を構築せず、従来の一般補助の中で「教育研究経常費（教員経費学生経費）」の中で対応しようとすれば、中央教育審議会での学士課程教育答申を踏まえた各大学における教育改革への取り組みは大幅に後退することが考えられます。
- ③ 各大学等の質の高い教育研究活動を支援してきた従来の特別補助の内、共通的な取り組みとして一般化し、定着してきた活動を一般補助の中に組入れるならば、従来の大学での取り組みを後退させないためにも、新たな補助費目の構築が不可欠となります。

## 2. 新たな補助項目の構築

- ① 特別補助から一般補助に組み替える補助費目については、共通的な取り組みとして一般化しているメニューを大括りして考える必要があります。
- ② 補助額の積算は、事業要件に沿った支援となりますので、現行の一般補助の要件・積算単価では対応できません。別途新たな「補助費目」を設けることが必要となります。
- ③ 現行の特別補助の枠組みは、質保証、教育の高度化、大学院教育研究高度化、先端学的術研究推進、地域活性化貢献、国際化推進、高度情報化推進となっています。この中で、大学院と学術研究、国際化推進は、今回の新規に設置の特別補助の中で対応している部分が多いと考え、それ以外の項目で大括りすることが望まれます。
- ④ 他えば、「教育改革（改善）推進基盤経費（仮称）」として、質保証、教育の高度化、地域活性化貢献、高度情報化推進を含む費目の設定などが考えられ、内訳として、例えば「教育改善推進」、「高度情報化」、「地域貢献」などを掲げ、それぞれの事業要件別の支援が考えられます。

以上の提案を私大団連とも連携し、文部科学省へ申し入れを依頼するとともに、本協会としても文部科学省に申し入れを行った。しかしながら、文部科学省では経常費補助の総額を確保することを優先することから、当面は政策コンテストへの対応に追われ、一般補助の枠組みについて議論の余地がないのではないかとのことであった。

大学からの特別補助に対するニーズが少なくなっていることから、白井私大団体連合会会長から協力の呼びかけがあり、本協会としても10月19日までに加盟校にインターネットによるパブリックコメントの協力を働きかけた。

11月25日の総会に文部科学省から概算要求及びその後の政府予算編成に向けた取り組みの説明があり、私立大学の教育研究基盤強化として455億円、授業料減免58億円の二つに分けて政策コンテストの評価を受けていること。「強い人材育成のための機能強化」が全省庁1位の7万1千件、次ぎが授業料減免を含むが5万5千件と肯定的な意見が寄せられており、11月下旬から12月初めに優先順位づけの審査が行われた。

その際、本協会として提案の多様な教育研究活動に対する大学の取り組みを後退させないよう、一般補助の中でも単価設定などにおいて高度情報化など大学教育の質の向上が図れる工夫を求めた件について、文部科学省山田課長補佐より「情報を含めて大学の様々な取り組みを限られた予算の中で支援するのが我々の役目と思っている。一般補助

の中で具体的に大学の取り組みを促すことができるような方法で来年度に向けて検討を進めていきたい」とのことであった。

### (3) 政府予算の決定

結果として、大幅な減額を免れたがBランクとなり、総額は12億6千万円減額の3,209億2,200万円となった。特別補助はさらに減額され704億6,100万円の減額、反面一般補助は、692億100万円増の2,811億6,900万円と一般補助としては、平成3年以来の高い比率となった。しかしながら、国立大学法人は減額した分、新規の補助で補填され総体として前年度の総額を維持していることからすると、満足できる結果ではなかった。また、ICT活用推進事業は、16億8,600万円で2億2,100万円の減、教育基盤設備は、3億8,200万円の4,200万円の減と概算要求と同額で決定した。

### 23年度私立大学経常費補助金及び施設・整備費補助の政府予算案

(単位：百万円)

| 区 分       | 23年度  | 22年度    | 差異   |
|-----------|-------|---------|------|
| ICT活用推進事業 | 1,686 | (1,907) | △221 |
| 教育基盤設備    | 382   | (425)   | △42  |

なお、特別補助については、概算要求の段階で従来の8メニューの特別補助が一般補助に組入れられて要求されたことから、政府予算においてもその方針で高度情報化推進の「ICT活用教育研究支援」はなくなり、一般補助の学生経費の中で支援されることになった。

## 2. 22年度ICT活用教育研究支援の単価算定への対応

### (1) 私学振興事業団の取り組み

8月16日の計画調書の変更箇所として、21年度の交付は8割近くは増額、2割くらいが減額となった。説明責任という観点から十分な根拠が説明できるような仕組みとするため、以下のような点で修正した。

- ① 情報通信設備を活用した教育研究では、情報通信設備の基盤整備及び維持の基本的な要件を当該年度の4月1日現在の台数とし、年度内で使用可能なものとした。サーバー等の対象となる範囲は、減価償却が終わった古い機器を除外している。PCは4年、サーバーは5年を限度として、減価償却期間の範囲内で対称にした。借入れは、借入れの期間内という形で設定した。補助対象とするソフトウェアから除外するソフトウェアとして、OSからウイルス駆除等のセキュリティソフトに至る6種類のソフトを対象から除外した。調査項目は、実際算定に使用していない部分について、「施設・教室等名」の削除、ネットワーク環境の削除を行った。今回追加したのは、電子計算機台数の内、補助金で導入した機器という欄を追加した。これまで、この項目については経常費についての補助という部分で、実際の設備の購入費というよりは、そのランニングコスト的な形のとらえ方もあったが、実際に